

## 令和元年 第5回水巻町議会 定例会 会議録

令和元年第5回水巻町議会定例会は、令和元年12月4日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

### 1. 出席議員は次のとおり

1番	白石雄二	8番	船津 宰
2番	廣瀬 猛	9番	高橋 恵司
3番	津田敏文	10番	入江 弘
4番	大貝信昭	11番	住吉浩徳
5番	岡田選子	12番	松野俊子
6番	中山 恵	13番	久保田賢治
7番	古賀信行	14番	水ノ江晴敏

### 2. 欠席議員は次のとおり

### 3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 入 江 浩 二

係 長 ・ 藤 井 麻衣子

主 任 ・ 松 崎 淳

### 4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	山 田 美 穂
副 町 長	吉 岡 正	福 祉 課 長	吉 田 奈 美
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	内 山 節 子
総 務 課 長	蔵 元 竜 治	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	増 田 浩 司	産 業 環 境 課 長	原 田 和 明
財 政 課 長	篠 村 潔	下 水 道 課 長	河 村 直 樹
住 宅 政 策 課 長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	中 西 豊 和
税 務 課 長	大 黒 秀 一	学 校 教 育 課 長	吉 田 功
住 民 課 長	手 嶋 圭 吾	生 涯 学 習 課 長	高 祖 睦
地 域 づ くり 課 長	服 部 達 也	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	山 田 浩 幸

### 5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

**令和元年 12 月 定例会**  
**(第 5 回)**

**本会議 会議録**

令和元年 12 月 4 日

水 卷 町 議 会

# 令和元年 第 5 回水巻町議会 定例会 会議録

令和元年 12 月 4 日

午前 10 時 00 分開会

議 長（白石雄二）

出席 14 名、定足数に達していますので、只今から令和元年第 5 回水巻町議会定例会を開会いたします。

## 日程第 1 会議録署名議員の指名について

議 長（白石雄二）

日程第 1、会議録署名議員の指名について。今期定例会の会議録署名議員に 8 番 船津議員、9 番 高橋議員を指名いたします。

## 日程第 2 会期について

議 長（白石雄二）

日程第 2、会期についてお諮りいたします。今期定例会の会期は、本日より 12 月 20 日まで、17 日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ご異議なしと認めます。よって会期は、12 月 20 日まで 17 日間と決しました。

## 日程第 3 報告第 5 号

議 長（白石雄二）

日程第 3、報告第 5 号 水巻町図書館・歴史資料館空調等改修工事第 1 回変更請負契約に係る専決処分の報告についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

報告第 5 号 水巻町図書館・歴史資料館空調等改修工事第 1 回変更請負契約に係る専決処分の報告について。

令和元年 6 月 20 日付け議案第 18 号で議会の議決を得ました水巻町図書館・歴史資料館空調等改修工事の第 1 回変更請負契約の締結について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により議会において指定された事項について専決処分しましたので、同条第 2 項の規定により報告するものです。

変更前の請負金額 9 千 499 万 1 千 600 円に対し、192 万 600 円を増額し、変更後は 9 千 691 万 2 千 200 円とするものです。なお、主な変更内容は次の 4 点になります。

1 点目は、空調機器搬入のため、手すりや間仕切り壁を撤去及び復旧したことに伴う増額です。

2点目は、天井点検口の箇所を増やしたことによる増額です。

3点目は、電気配線や器具の数量が増えたことによる増額です。

4点目は、ダクト材の仕様を変更したことによる増額です。

以上の理由及び内容によりまして、設計を変更し請負金額の増額を行うものです。

よろしく申し上げます。

#### **日程第4 議案第27号 / 日程第5 議案第28号 / 日程第6 議案第29号**

##### **議 長（白石雄二）**

日程第4、議案第27号 水巻町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、日程第5、議案第28号 水巻町会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の制定について、及び日程第6、議案第29号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての3案件を一括議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

##### **町 長（美浦喜明）**

議案第27号 水巻町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第28号 水巻町会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の制定について、議案第29号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、以上、3つの議案につきましては、関連がありますので一括して提案させていただきます。

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が令和2年4月1日から施行されます。この法改正により、新たに会計年度任用職員制度が創設され、その採用方法や任期等が明確化されました。また、地方公務員の臨時・非常勤職員について適正な任用を確保するため、非常勤特別職の任用及び臨時的任用の厳格化が行われました。

本町におきましても、この法改正を踏まえ、臨時・非常勤職員の適正な任用及び勤務条件を確保するために、3本の条例を制定するものです。

まず、議案第27号「水巻町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」におきましては、会計年度任用職員の給料、手当に関する規定等を整備するもので、フルタイム会計年度任用職員の給料は、一般職職員の給料表に準じていることなどを規定し、手当については、時間外勤務手当のほか、新たに発生する通勤手当及び期末手当に関する事項を規定しております。

また、パートタイム会計年度任用職員についても報酬、費用弁償に関する規定を併せて整備するものです。

次の議案第28号「水巻町会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関する条例」では、会計年度任用職員の勤務時間や休暇に関する規定を整備するものです。

また、議案第29号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」では、法改正に伴い関連する条例について一括して改正を行うものです。主な改正として、「水巻町特別職職員の給与等に関する条例」の別表から非該当となる職を削除するほか、会計年度任用職員の規定が整備されたことに伴う、所要の規定の整備を行うも

のです。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

## **日程第7 議案第30号**

**議 長**（白石雄二）

日程第7、議案第30号 水巻町印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長**（美浦喜明）

議案第30号 水巻町印鑑条例の一部改正について。

「住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令」が本年11月5日から施行され、「氏」に変更があった者は、住民票に「旧氏」の記載が可能となりました。

また、「印鑑登録証明事務処理要領」の一部改正では、印鑑登録証明書に「旧氏」を記載することが可能となったほか、印鑑の登録を受けることができない者として規定されている「成年被後見人」が「意思能力を有しない者」に改められました。

このことを受け、本条例の一部を改正するものです。

今回の改正は、印鑑登録証明書に「旧氏」を記載する旨を規定するとともに、印鑑の登録資格を有しない「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改めるほか、用語の修正など所要の整備を行うものです。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

## **日程第8 議案第31号**

**議 長**（白石雄二）

日程第8、議案第31号 水巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長**（美浦喜明）

議案第31号 水巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

本年6月施行の「建築基準法の一部を改正する法律」により耐火建築物の規定の見直しが行われ、3階建ての建物で200平方メートル未満のものについては、耐火建築物の規定の適用を受けないこととされました。

しかし、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」においては、3階建て以上の保育室などについて現行の耐火建築物の基準を維持するため、同基準の一部が改正されました。

この基準の改正を踏まえ、本条例についても同様の改正を行うものです。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

## **日程第 9 議案第 32 号**

**議 長**（白石雄二）

日程第 9、議案第 32 号 水巻町子どものための教育・保育給付等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長**（美浦喜明）

議案第 32 号 水巻町子どものための教育・保育給付等に関する条例の一部改正について。

「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が本年 10 月 1 日に施行されました。この法改正を踏まえ、本条例の一部改正を行うものです。

今回の改正は、町が行う給付認定についての用語を整理するもので、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改めるものです。

よろしく、ご審議をお願いします。

## **日程第 10 議案第 33 号**

**議 長**（白石雄二）

日程第 10、議案第 33 号 令和元年度水巻町一般会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長**（美浦喜明）

議案第 33 号 令和元年度水巻町一般会計補正予算（第 3 号）について。

今回の補正予算は、利用者の増加に伴い予算不足が見込まれる障害福祉サービス事業費などの障害関連費を増額するほか、特定防衛施設周辺整備調整交付金の追加交付決定に伴い、水巻町小中学校給食事業基金積立金を増額しています。

また、国庫補助金の確定に伴い、道路新設改良費を減額するほか、都市再生整備事業費の確定に伴い、用地取得費の減額や補償金の増額などの調整を行っております。さらに、頃末小学校体育館裏の急傾斜地崩落防止工事に伴う実施設計委託料を新たに計上するなど、所要の補正をお願いします。

予算の総額は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 9 千 770 万円を追加しまして、104 億 5 千 800 万円としています。

歳出予算の主なものとしまして、まず、総務費では、ふるさと応援寄附金の増加に伴いふるさと応援寄附金業務委託料を 1 千 600 万円、積立金を 3 千 200 万円それぞれ増額しています。また、自立支援給付費負担金や子どものための教育・保育給付費負担金などの国県補助金等の精算返還金として 994 万 9 千円増額、コミュニティ事業助成金を 250 万円減額しています。

次に、民生費では、利用者の増加に伴い障害福祉サービス費を 3 千万円、障害児通所給付事業費を 3 千 500 万円、更生医療費を 1 千万円それぞれ増額するほか、後期高齢者医療療養給付費の確定に伴い負担金を 453 万 6 千円増額しています。

土木費では、国庫補助金の確定に伴い通学路安全対策工事費を 5 千 300 万円減額するほか、芦屋・水巻・中間線街路事業の負担金確定に伴い 1 千 589 万 6 千円を増額しています。さらに、

頃末南地区都市再生整備事業の事業費確定に伴い、用地取得費を3千850万円減額、補償金を500万円増額するなど事業費の調整を行なっています。

また、教育費では、特定防衛施設周辺整備調整交付金の追加交付の決定に伴い、水巻町中学校給食事業基金積立金を870万9千円増額するほか、頃末小学校体育館裏の急傾斜地において、今年度実施した調査の結果、崩落の危険性がある箇所に対する工事に伴う実施設計委託料を1千万円計上するなど所要の補正を行なっています。

歳入予算につきましては、地方交付税4千134万4千円、県支出金1千875万円、寄附金3千200万円、繰入金2千700万円、前年度繰越金1億159万6千円、諸収入255万1千円を増額し、国庫支出金4千568万3千円、町債7千985万8千円を減額しています。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

## **日程第11 議案第34号**

**議 長（白石雄二）**

日程第11、議案第34号 令和元年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長（美浦喜明）**

議案第34号 令和元年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について。

今回の補正予算は、国民健康保険オンライン資格確認システム導入経費について、所要の補正をお願いするものです。

予算の総額は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ170万円を追加し、32億9千670万円としています。

歳出予算につきましては、一般管理費170万円を増額しております。

その財源といたしまして、前年度繰越金170万円を増額いたしております。

よろしく、ご審議をお願いします。

**議 長（白石雄二）**

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

午前10時17分 散会